

第2節 消防用設備等

第1 消火器

問1 少量危険物の屋外タンク貯蔵について

少量危険物を屋外タンクで貯蔵する場合（屋内にあるサービスタンク等に配管で接続している場合を含む。）
においては、令第10条第1項第4号の「建築物その他の工作物」に該当するか。
また、屋上にある場合はどうか。

答 前段：該当しない。後段：該当する。

問2 屋上駐車場への消火器の設置指導はどうかにすべきか。

答 消火器は、設置対象外である。

問3 令第10条第1項の規定により設置対象となる消火器と規則第6条第3項から第5項までに規定する附加設置の消火器との兼用を認めて差し支えないか。

答 規則第6条第5項（多量の火気を使用する場所への附加設置）のうち、小規模な厨房等の場合は兼用を認めて差し支えない。 ★

問4 次図において令第10条第1項第4号の規定により設置対象となる場合の消火器の設置方法についてご教示願いたい。

5 F		(15) 項	
4 F		(15) 項	(16) 項イ
3 F		(4) 項	
2 F	少量危	(15) 項	
1 F		(2) 項	各階 40㎡

答 令第10条第1項第4号の規定により設置対象となる(15)項防火対象物（2階、4階及び5階）に設置し、かつ2階の少量危険物には規則第6条第3項の規定により附加設置すること。

問5 次の対象物の場合、それぞれの3階部分に消火器の設置は必要かご教示下さい。

(例1)		(例2)	
住 宅	5 0 m ²	住 宅	5 0 m ²
(3) 項口	5 0 m ²	(3) 項口	5 0 m ²
(3) 項口	5 0 m ²	(4) 項	5 0 m ²

答 (例1) の場合、消火器の設置が必要である。

(例2) の場合、設置の必要はない。

問6 消火器の設置方法について

廊下、通路のパイプシャフト内に消火器を設置してよいか。

答 原則として、共同住宅に限り認めてさしつかえない。

ただし、その他の建築物についても、建築物の立地条件、構造及びいたずらによる危険性の有無などから、必要であると判断される場合は、認めてさしつかえない。

なお、その場合「消火器」の標識のほか、「扉内設置」等の表示を指導すること。★

問7 規則第6条第4項について変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備については、電気容量等は問わな
いか。

答 運用として使用電圧が交流にあつては600ボルトを、直流にあつては750ボルトを超えるもので、かつ、
5キロボルトアンペア以上のものとされたい。 ★

問8 パチンコ店等の屋上等にネオン管設備が設置された場合、規則第6条第4項に該当するか。

答 ネオン変圧器は、ネオン管の付属設備のため該当しない。

問9 屋内消火栓設備等に代えて、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を設置した場合、規則1
第8条第1項（消火器設置個数の減少）を適用できるか。

答 適用できない。★

問10 精神病院においては、昭和50年7月12日付消防安第84号により消火器をナースステーション内に集中
設置できるとされているが、保育所等においても維持管理が困難であると認められる場合は、職員室等に集中
設置できないか。

答 個々の対象物で判断し、認めてさしつかえない。 ★

● 「精神病院の消防用設備等の設置について」（昭和50年7月12日付け消防安第84号）

精神病院においては、火災を早期に発見し、医師、看護婦等による安全かつ迅速な避難誘導を図ることが必要
である。しかし、患者による初期消火活動が期待できないこと、患者が消防用設備等を取りはずしたり、破壊す

ること等通常の維持管理が困難であること等を考慮し、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階における消防用設備等の設置及び維持管理に関し、消防法施行令（以下「令」という。）第32条の適用基準を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

記

精神障害者等のうち、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階（精神障害者等の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病院が存する階を除く。）に係る消防用設備等の技術上の基準については、令第32条の規定を適用し、次によりその特例を認めてさしつかえないものであること。なお、重症患者とは、非常時において自ら避難することが困難な患者で、保護室に収容されたもの、老人性精神病のもの及び身障疾患合併症による歩行困難なもの（盲・聾者又は移動に担架を必要とするもの。）をいうものであること。

1 消火器具に関する事項

消火器具は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第6条第6項の規定にかかわらず、規則第6条第1項及び第2項の規定により算定した能力単位のもを各階のナースステーション内に集中して設置することができるものであること。

2 屋内消火栓設備に関する事項

- (1) 屋内消火栓は、当該階の各部分までホースを延長した場合においても令第11条第3項第1号に規定する放水圧力及び放水量を維持できるものについては、令第11条第3項第1号の規定にかかわらずナースステーションの出入口附近に設置することができるものであること。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第3号ロの規定にかかわらず設けないことができるものであること。
- (3) スプリンクラー設備が令第12条に定める技術上の基準（令第12条の基準について令第32条の特例基準を含む。）又は当該技術上の基準の例により設置されている場合は、当該設備の有効範囲内の部分については屋内消火栓設備を設置しないことができるものであること。

3 スプリンクラー設備に関する事項

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第14条第1項第1号の規定にかかわらず、開放型のものとすることができるものであること。
- (2) スプリンクラーヘッドには、規則第14条第1項第1号の2ロの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具（散水能力及び分布を著しく減ずるものを除く。）を設けることができるものであること。
- (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イの規定にかかわらずナースステーション内（操作及び点検の容易な場所に限る。）に設けることができるものであること。
- (4) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができるものであること。

4 自動火災報知設備に関する事項

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障がないように埋設又は感知器の下方に防護具を設けることができるものであること。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロにかかわらず、手動操作により鳴動させるものとすることができるものであること。
- (3) 放送設備が令第24条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されている場合は、規則第24条第5号の規定にかかわらず、当該放送設備の有効範囲内について地区音響装置を設置しないことができるものであること。

5 避難器具に関する事項

次の（１）から（３）までに該当する場合には、令第２５条第１項の規定にかかわらず、避難器具を設置しないことができるものであること。

- （１）避難に際して２方向避難が確保されていること。
- （２）スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が、令第１２条及び令第２１条に定める技術上の基準（この特例基準を含む。以下同じ。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- （３）自動火災報知設備にあつては、規則第２３条第４項第１号二（イ）から（二）までに掲げる場所を除き、規則第２３条第５項各号に掲げる場所以外の場所にも煙感知器が設置されていること。

6 誘導灯に関する事項

- （１）通路誘導灯は、規則第２８条の３第１項第４号ロの規定にかかわらず天井面からつり下げて取り付けることができるものであること。
- （２）通路誘導灯は、規則第２８条の３第１項第４号ハの規定にかかわらず１の避難口に至る歩行距離が３０メートル以下となる部分には設置しないことができるものであること。

問11 建築基準法上、階扱いとならない場合の消防用設備の設置について

延べ面積で消火器、屋内消火栓設備等が設置対象となる場合の階扱いとならないPH等の設置はどのように考えるかご教示願いたい。

答 階扱いとならない、例えばE V機械室、PH等の消火器、屋内消火栓設備は原則として設置すること。ただし、消火器については、上階又は下階からの歩行距離が２０m以下であれば設置緩和する。また、屋内消火栓設備については、上階又は下階のボックスの位置から歩行距離が２５m以下あるいはホース増設等であれば、ボックスの設置は免除する。★

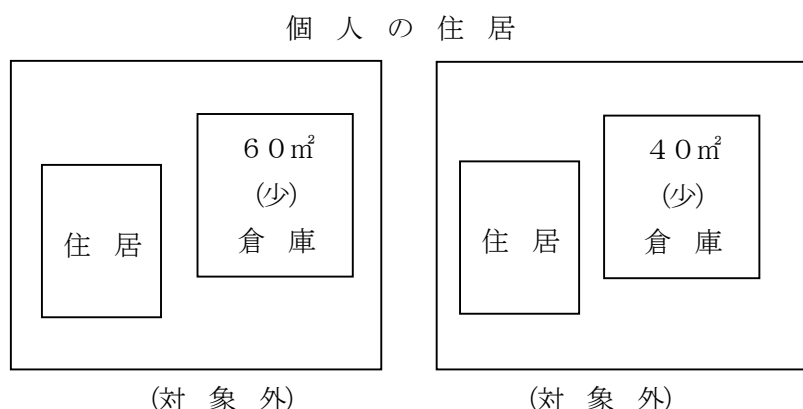
● 共同住宅の消火器具の設置に関する運用基準 ★

メゾネット型共同住宅にあつては、一住戸を一階層とみなし、歩行距離２０m以下となるように消火器具を設置することができる。

● 少量危険物を貯蔵取扱いする建築物その他の工作物の消火器具に関する運用基準 ★

- 1 個人の住居において、危政令別表で定める数量の５分の１以上で指定数量未満の危険物、指定可燃物等（以下「少量危険物等」という。）を貯蔵し又は取扱う場合は、消火器具の設置については、規制の対象としない。

[例 図]



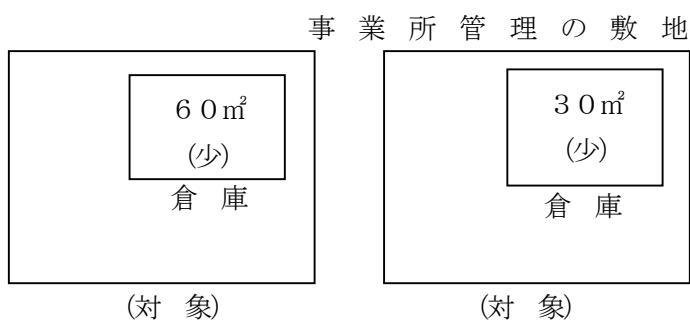
- 2 一般住宅が混在する建築物その他の工作物において、少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は、令第10条第1項第4号により、消火器を設置させること。

[例 図]

	16 項イ又は 16 項ロ
2 F	一 般 住 宅
1 F	店 舗 (少)
	(対 象)

- 3 一般住宅以外の建築物その他の工作物において、少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は、面積に関係なく消防法施行令第10条第1項第4号により、消火器を設置させること。

[例 図]



- 4 前記1～3に掲げるもののほか、販売を目的として少量危険物等を貯蔵し又は取扱う場合は消火器を設置するよう指導すること。